

大阪府内部統制評価報告書審査基準

令和3年4月1日

(趣旨)

第1条 この基準は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第150条第5項及び大阪府監査基準（令和2年大阪府監査委員規程第4号）第3条第1項第9号の規定に基づく内部統制評価報告書審査（以下「審査」という。）に関して、必要な事項を定めるものとする。

(基本方針)

第2条 審査は、地方自治法第150条第1項の規定により知事が定めた方針（以下「知事の基本方針」という。）を踏まえ、監査委員が確認した内部統制の整備状況及び運用状況並びに評価に係る資料その他監査等によって得られた知見に基づき、次条から第9条までの規定に基づき審査する限りにおいて、知事による評価が適切に実施されているかについて実施する。

(基本的視点)

第3条 審査は、次に掲げる視点を主眼として実施する。

- 一 評価手続について、適切かどうか。
- 二 評価結果について、適切かどうか。
- 三 前二号に掲げるもののほか、内部統制の整備又は運用に関する改善又は是正を要する事項

(評価手続に係る審査)

第4条 評価手続に係る審査は、知事による評価手続が適切に実施されることにより、内部統制の不備が適時に把握され早期に改善又は是正が行われることを目的とし、知事による評価が評価手続に沿って適切に実施されたかとの観点から行う。

- 2 監査委員は、評価に係る体制、評価対象期間及び評価基準日、評価範囲、評価項目並びに評価方法等に関する資料の確認とともに、必要に応じて知事との意見交換、内部統制評価部局及び関係部局の担当者等に対する質問等を行い、評価手続を把握する。
- 3 監査委員は、内部統制評価報告書の評価手続については、知事が評価したリスク評価・点検シート等の内部統制の整備状況及び運用状況に係る資料（以下「リスク評価・点検シート等」という。）の確認とともに、必要に応じて知事との意見交換、内部統制評価部局及び関係部局の担当者等に対する質問等を行い、内部統制対象事務が網羅的に評価されているか、内部統制の整備状況及び運用状況が適切に把握されているか、評価が形骸化していないか等の観点から検討を行う。
- 4 監査委員は、前二項で実施する資料の確認、質問等を実施するに当たり必要な事項について、事務局職員に行わせることができる。

(評価結果に係る審査)

第5条 監査委員は、評価結果については、リスク評価・点検シート等の確認とともに、必要に応じて知事との意見交換、内部統制評価部局及び関係部局の担当者等に対する質問等を行い、内部統制に係る不適切な事項の有無、内部統制が知事の基本方針に定められた目的及び取組の方向性に沿った実施となっているかどうか、把握された整備上又は運用上の不備が評価基準日までに是正されたか等の観点から検討を行う。

2 監査委員は、前項で実施するリスク評価・点検シート等の確認、質問等を実施するに当たり必要な事項について、事務局職員に行わせることができる。

(評価手続に関する指摘)

第6条 監査委員は、第4条第2項の規定による評価手続の把握を行うに当たり、当該評価手続に著しく不適切又は著しく不十分な事項を把握したときは、速やかに当該事項について指摘を行う。

(監査等で把握した不備に関する指摘)

第7条 監査委員は、監査等において評価期間中における内部統制の不備を把握したときは、必要に応じて当該不備についての指摘を行い、改善又は是正を求める。

2 前項の規定により監査委員が指摘を行い、改善又は是正を求めた不備については、第4条及び第5条で定める審査において監査委員が把握した不備として取り扱うことができる。

(内部統制の整備及び運用の充実に資するための指摘)

第8条 監査委員は、監査等で得られた知見等に基づき、内部統制の整備又は運用の充実に資するため改善又は是正すべき事項があると認めるときは、必要に応じて当該事項についての指摘を行い、内部統制評価報告書に対する意見として付記するものとする。

(内部統制に不備があった場合の取扱い)

第9条 監査委員は、審査に当たり、内部統制に整備上又は運用上の不備を把握したときは、必要に応じて知事に当該不備を報告し、改善又は是正を求める。なお、評価結果の検討に当たっては、当該不備の改善又は是正の状況を併せて検討する。

(評価手続に係る意見)

第10条 監査委員は、第4条の規定及び第6条から前条までの規定に基づく検討等を踏まえ、評価手続が適切かどうか審査を行い、評価手続に関して、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める意見を付す。

- 一 適切に実施されている場合 評価手続の記載に不適切な事項は見受けられない旨
- 二 適切に実施されていない事項がある場合 評価手続の記載に不適切な事項が見受けられる旨及びその内容

2 前項第2号の場合において、監査委員は、評価手続における不適切な事項を除外した上で、次条の評価結果に係る審査を行う。

(評価結果に係る意見)

第11条 監査委員は、第5条及び第7条から第9条までの規定に基づく検討等を踏まえ、評価結果の記載に係る不適切な事項の有無、及び内部統制が知事の基本方針に定められた目的及び取組の方向性に沿った実施となっているかどうかについて審査を行い、評価結果に関して意見を付す。

2 前項の審査における判断基準及び意見は、監査委員が別に定める。

附 則

この基準は、令和3年4月1日から実施する。